

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第 8 条第 3 項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 14 日

長崎県知事 平田 研

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ佐々店  
長崎県北松浦郡佐々町本田原免 73-3 番地
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
佐々町長 濱野 互
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から 1 月間
  - (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁 1 階県政資料閲覧エリア内）及び佐々町企画商工課